

消費者法と持続可能性原則

——「欧州グリーン・ディール」からの示唆——

谷 本 圭 子*

目 次

はじめに

1. 日本の消費者法と環境保全
2. 「欧州グリーン・ディール」の登場

I. 「欧州グリーン・ディール」における消費者法改正の方向性

1. 概 観
2. 持続可能な未来への EU 経済の移行
3. 消費者法及び契約法への言及

II. 2020年3月10日「欧州のための新産業戦略」

III. 新循環型経済アクション・プランと新消費者アジェンダ

1. 2020年3月11日「新循環型経済アクション・プラン」
2. 2020年11月13日「新消費者アジェンダ」

IV. 2022年3月30日「持続可能な製品を標準とする」

V. 2022年3月30日「不正取引方法指令及び消費者権利指令の改正に関する指令案」

1. 既存文書との関連性
2. 提案の理由と目的

おわりに

はじめに

1. 日本の消費者法と環境保全

消費者法を考えると、「消費」の意味を考えることになる。「消費」に

* たにもと・けいこ 立命館大学法学部教授

については様々な学問分野で論じられてきたが、その社会的影響力から規範的意味を考えざるを得ない。この意味において、消費者基本法2条5項では「環境の保全」への配慮が、消費者教育推進法2条2項では「自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の経済情勢および地球環境に影響を及ぼし得ること」の自覚が求められるといえる。

欧州では「環境の保全」がEU条約や加盟国の憲法において定められている。EU条約3条3項は、EUが「高水準での環境保護及び環境の質の改善のために働く」と定める¹⁾。また、ドイツ基本法20条aは、「国は、未来の世代に対する責任を果たすためにも、……自然の生命基盤及び動物(die natürlichen Lebensgrundlagen und die Tiere)を保護する」と定める²⁾。そのような状況に日本はない。

もっとも、環境基本法は、「環境の保全」について基本理念等を定め(1条)、3条は、「環境の保全は、……人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない」と定める。上記2法の規定も同法を基礎としている。つまり、消費者施策の基本理念として「環境保全」が、環境法とも連動しながら消費者法の領域に組み込まれている。また、消費者庁は「持続可能な開発目標(SDGs=Sustainable Development Goals)」の推進と関連した消費者施策を実施している³⁾。

これらの規定を拠り所として、消費者法、特に消費者取引法において「環境の保全」への配慮を具体的に実現する可能性を探ることが、本稿の目的である。その際、参照に値するのは、EUにおける消費者法の動向である。EUでは、欧州委員会が2019年に示した「欧州グリーン・ディール」において、消費者法改正にも言及されている。

1) The consolidated versions of the Treaty on European Union ('TEU') and of the Treaty on the Functioning of the European Union ('TFEU'), 2 June 2016, OJ C202. 7.6.2016, p. 1.

2) Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland vom 23. Mai 1949 (BGBl.S.1), zuletzt geändert durch Artikel 1 des Gesetzes vom 19. Dezember 2022 (BGBl. I S. 2478).

3) 消費者庁ウェブサイト「持続可能な開発目標(SDGs)の推進と消費者政策」(https://www.caa.go.jp/about_us/about/plans_and_status/sdgs/) 参照。

2. 「欧州グリーン・ディール」の登場

国連による SDGs を持ち出すまでもなく、生産と消費は連環していて、廃棄物の多くが消費活動から生み出されている。気候変動や生物種の絶滅、森林の消失や海洋汚染、土壌の砂漠化や水源の枯渇、資源の枯渇も、人間による生産・消費活動から生じている問題である。これらの問題は互いに関連していて、しかも、経済が成長する過程において生じてきたため、経済成長を目指しながら問題解決にあたることは困難であるようにも思われる。ところが EU は、2010年代半ばから、SDGs をも背景として「循環型経済 (Circular Economy)」を目指し、経済成長を資源消費から切り離す「デカップリング (decoupling)」を前提とした政策を打ち出してきた（これについてはⅢ 1 で後述）。

そのような中、2019年12月1日に発足した現欧州委員会は、同年12月11日に「欧州グリーン・ディール (European Green Deal)」⁴⁾を示した。これは、同委員会が2024年10月31日までの任期中に優先すべき6つの課題の中でも最優先課題とされている。すなわち、2019年12月1日の新欧州委員会発足後に、「2019年～2024年の6つの優先課題」として、「欧州グリーン・ディール」は第1に掲げられ、「人々のために働く経済」、「デジタル時代にふさわしい欧州」、「欧州的生き方を奨励する」、「世界の中でより強い欧州」、「欧州の民主主義をさらに推進する」がこれに続く⁵⁾。グリーン・

4) Communication from the Commission to the European Parliament, the European Council, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions ; The European Green Deal, COM (2019) 640final. これについては、日本 EU 学会編「コロナ以降の EU 再生戦略——グリーンディールの射程」日本 EU 学会年報 42号 (2022年) 等で分析が進んでいる。また、これを経済的な観点から分析したものとして、蓮見雄 = 高屋定美編著『欧州グリーンディールと EU 経済の復興』(文真堂、2023年)がある。

5) https://commissioners.ec.europa.eu/index_en. 現欧州委員会委員長であるウルスラ・フォン・デア・ライエン (Ursula von der Lyen) 氏が、候補者として示した政治指針 (political guidelines) 「A Union that strives for more : My Agenda for Europe」においても、第1に掲げられた政策であった (<https://www.europarl.europa.eu/resources/library/media/20190716RES57231/20190716RES57231.pdf>)。

ディールは、温暖化、気候変動、生物種の喪失、森林や海洋の汚染と破壊への危機感に基づく「気候及び環境関連の課題への対応策」であり、経済成長が資源利用から分離される (decoupled) 「新しい成長戦略」であるとされる⁶⁾。

本稿では、生産と消費の連環の中で、上記のように互いに関連する複数の問題を、EU がどのような政策と立法により解決しようとしているのかを概観する。また、これらの問題解決に向けてEUが消費者法をどのように改正しようとしているかについても、その見取り図を概観する。これにより、日本の消費者法、特に消費者取引法が目指すべき方向性について、最初の手がかりを得たい。

I. 「欧州グリーン・ディール」における消費者法改正の方向性

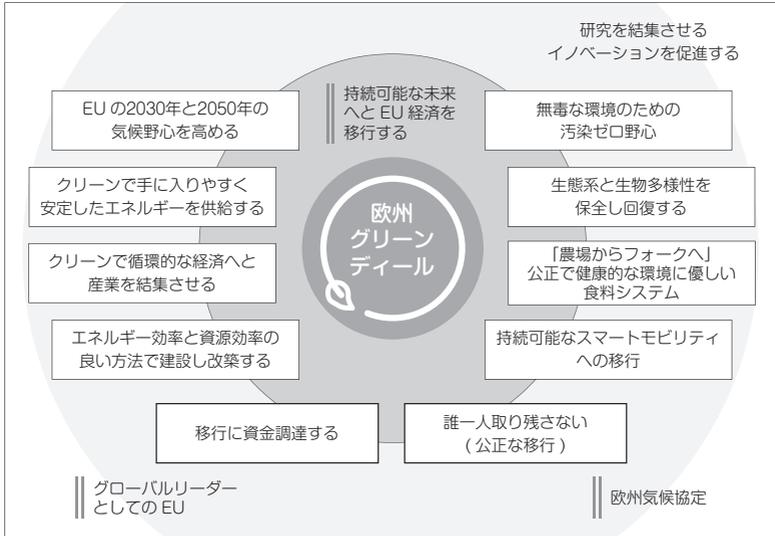
1. 概 観

欧州グリーン・ディール (以下、「グリーン・ディール」という) は、「欧州委員会 (以下、「委員会」という) から欧州議会、欧州理事会、欧州評議会、欧州経済社会委員会及び地域委員会への連絡 (Communication. COM 文書) として公表された。その内容は、以下からなる。

1. はじめに——喫緊の課題を類例なきチャンスに変える
2. 持続可能な未来へと EU 経済を移行する
3. グローバルリーダーとしての EU
4. 共に行動する時——欧州気候協定

以下では、欧州グリーン・ディールの主要な内容について確認をした上で、消費者法との関連性について見ていく。以下の図には、欧州グリーン・ディールの各要素が簡潔に示されている。

6) COM (2019) 640final., p. 2.



* COM (2019) 640final より引用した図を筆者翻訳。

2. 持続可能な未来への EU 経済の移行

上記で示した「2. 持続可能な未来へと EU 経済を移行する」が、グリーン・ディールの中心柱であり、EU の経済政策を根本から転換するという宣言でもある。

まず、「2.1. 一連の深く移行的な政策をデザインする」として、グリーン・ディールを実現するためには、あらゆる分野でクリーンエネルギー供給政策を見直す必要があり、この目的達成のためには、自然生態系の保護と回復、資源の持続可能な利用、人間の健康改善に与えられる価値を高めることが不可欠であること、これこそが、移行的な変化が EU の経済、社会そして自然環境にとって最も必要とされかつ最も有益となりうる核心であることが示される。

その上で、以下の政策の方向性があげられる。

- ① EU の2030年と2050年の気候野心を高める

- ② クリーンで手に入りやすく安定したエネルギーを供給する
- ③ クリーンで循環的な経済へと産業を結集させる
- ④ エネルギー効率と資源効率の良い方法で建設し改築する
- ⑤ 持続可能なスマートモビリティへの移行を加速させる
- ⑥ 「農場からフォークへ (Farm to Folk)」——公正で健康的で環境に優しい食料システムを設計する
- ⑦ 生態系と生物多様性を保全し回復する
- ⑧ 無毒な環境のための汚染ゼロ野心

これら 8 つの政策は、上図において四角で囲まれた (原図は緑色) 8 つの事項に対応している。

また、「2.2. EU の全政策において持続可能性を主流とする」として、以下の政策が示されている。

- ① グリーン・ファイナンスとグリーン投資を追求し、公正な移行を保障する
- ② 国家予算をグリーン化し、正しい価格シグナルを送信する
- ③ 研究を結集させる、イノベーションを促進する
- ④ 教育と訓練を活性化する
- ⑤ グリーンの誓い——「害さない」

これらの政策も、上図において下部に太枠の四角で囲まれた (原図は青色) 2 つの事項「移行に資金調達する」「誰一人取り残さない (公正な移行)」に対応し、③は右上に示された事項 (原図は白色) に対応している。

3. 消費者法及び契約法への言及

上記 8 つの政策の中でも、「③クリーンで循環的な経済へと産業を結集させる」という政策においては、消費者法に関連する言及が見られる。

新しい循環型経済アクション・プラン (A New Circular Economy Action Plan) は、「持続可能な製品 (Sustainable Products)」政策を含むとして、これには、企業が再利用可能で耐久性があり修理可能な製品を提供すること

を奨励し、また、消費者にそのような製品を選択できるようにする措置も含まれるとする。また、「修理する権利（right to repair）」へのニーズを分析し、特に電子機器向けデバイスの内蔵型陳腐化（built-in obsolescence）を抑えるとする。そして、消費者政策は、消費者が情報提供を受けた上で選択し、環境保護的な移行において積極的役割を果たす力を高める（empower）ための助けとなる。信頼できる比較可能で検証可能な情報は、購入者がより持続可能な決定を行うことを可能にするために重要な役割を果たし、「グリーン・ウォッシング（green washing）」のリスクを減らすとする。

II. 2020年3月10日「欧州のための新産業戦略」

グリーン・ディールにおいて示されていたように、欧州委員会は2020年3月10日にグリーン移行とデジタル移行に向けて「欧州のための新産業戦略（A New Industrial Strategy for Europe）」⁷⁾を公表した。この新産業戦略では、「ヨーロッパの産業の今日と明日」を、以下の「3つのドライバー」でもって表現している。

1. グローバルな競争力をもち世界をリードする産業
2. 気候中立（climate neutrality）への道を舗装する産業
3. 欧州のデジタル未来を形作る産業

より具体的には、「欧州の産業移行の基本原則」として、以下があげられる。

- ① 産業に確実性を創出する——より深くよりデジタルな単一市場

7) Communication from the Commission to the European Parliament, the European Council, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions : A New Industrial Strategy for Europe COM (2020) 102final. なお、これは COVID-19 によるパンデミックを受けて、2021年5月5日「2020新産業戦略の更新——欧州の回復に向けてより強力な単一市場を構築する」（Updating the 2020 New Industrial Strategy : Building a stronger Single Market for Europe's recovery, COM (2021) 350final）によって更新されている。

- ② グローバルで公平な競争の場 (level playing Field) を維持する
- ③ 気候中立に向けて産業を支援する
- ④ より循環的な経済を構築する
- ⑤ 産業イノベーションの精神を定着させる
- ⑥ スキリングとリスクリング
- ⑦ 移行に投資して資金調達する

中でも、「④より循環的な経済を構築する」においては、後述する「新循環型経済アクション・プラン」に言及されている。

Ⅲ. 新循環型経済アクション・プランと新消費者アジェンダ

「欧州のための新産業戦略」において示された基本原則の一つである「より循環的な経済を構築する」ことに向けて、2020年3月11日に「新循環型経済アクション・プラン (A new Circular Economy Action Plan)」が公表された。ただ、その直後から欧州は COVID-19 によるパンデミックに見舞われ、その甚大な影響をも踏まえた上で、同年11月に消費者保護に焦点を当てた「新消費者アジェンダ (New Consumer Agenda)」が示されている。この「新消費者アジェンダ」は、新循環型経済アクション・プランを踏まえた内容となっているため、ここでは両者を順に概観していく。とりわけ新循環型経済アクション・プランはグリーン・ディールの基盤となる政策であり、かつ、消費行動と密接に関わるため、より詳細に見ていくことにする。

1. 2020年3月11日「新循環型経済アクション・プラン」

(1) 序 論

欧州委員会は2014年に COM 文書「循環型経済に向けて：欧州廃棄物ゼロ計画 (Towards a circular economy: A zero waste programme for Europe)」⁸⁾

8) Communication from the Commission to the European Parliament, the Council and the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions ; ↗

を公表し、2015年には「資源の輪を結ぶ——循環型経済への EU アクション・プラン（Closing the loop – An EU action plan for the Circular Economy）」⁹⁾を公表してきた。これを刷新するものとして登場したのが「新循環型経済アクション・プラン：よりクリーンで競争力ある欧州のために（A New Circular Economy Action Plan : For a cleaner and more competitive Europe）」¹⁰⁾である¹¹⁾。

新循環型経済アクション・プランは、「地球はたった一つだけなのに、2050年までに世界は、地球がまるで3つあるかのように消費しようとしている」という一文で始まる。「1.はじめに」では、欧州グリーン・ディールの下で、「循環型経済をフロントランナーから主流経済ランナーへと拡大する」ことは確実に、EU の長期的な競争力を確保して誰一人取り残さないようにしながら、「2050年までの気候中立の達成及び経済成長の資源利用からの切離し（decoupling）」に貢献するとされる。

企業にとって持続可能な製品のための枠組作りへの参加は新たな機会の創出となり、上記「新産業戦略」にとって不可欠なものである。中小企業（SMEs）には事業創出と起業精神の促進をもたらし、デジタル化は経済の脱物質化と一次原料への依存を縮小することになる。また、市民にとって良質で、手ごろな価格の、長持ちし、再利用・修理のためにデザインされた製品が供給されることになり、持続可能なサービス、サービスとしての製品、デジタル・ソリューションが、生活の質の向上、新規の仕事、知識や技能の向上をもたらすとする。

↘ Towards a circular economy: A zero waste programme for Europe, COM (2014) 398final.

9) Communication from the Commission to the European Parliament, the Council and the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions : Closing the loop – An EU action plan for the Circular Economy, COM (2015) 614final.

10) Communication from the Commission to the European Parliament, the European Council, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions : A new Circular Economy Action Plan : For a cleaner and more competitive Europe, COM (2020) 98final.

11) EU 循環型経済政策については、勢一智子「EU 法の動向——サーキュラー・エコノミーの淵源と展開」環境法政策学会誌25号（2022年）39頁以下に詳しい。

このアクション・プランは、「経済アクター、消費者、市民、そして市民社会組織と共創して、よりクリーンでより競争力あるヨーロッパを実現するための未来に向けたアジェンダ」を提供している。このアクション・プランは、「持続可能な製品、サービス、ビジネスモデルを標準 (the norm) とし、かつ、まず第一に廃棄物を生み出さないように消費パターンを転換する、強力で一貫した製品政策枠組みを確立するための一連の相互に関連するイニシアティブ」を示すものである。このアクション・プランは、1. 持続可能な製品政策の枠組み、2. 主要製品のバリューチェーン、3. 廃棄を少なくして価値を高める、4. 循環型労働の創出、5. 同時進行するアクション、6. 世界をリードする取組み、7. モニタリングの向上という7つの政策を柱とするものである。以下では、特に前3者の政策内容について、詳しく紹介していく。

(2) 持続可能な製品 (sustainable product) 政策の枠組み

① 持続可能な製品のデザイン

製品の環境負荷の80%はデザインの段階で決定されるが、「『採る・作る・使う・捨てる』という直線パターンは、製造者に製品をより循環させるための十分なインセンティブを与えない」とする。多くの製品は、すぐに壊れて、再利用、修理やリサイクルは簡単にはできず、一回使用するためだけに作られている。しかし同時に、単一市場は、EU が製品の持続可能性に関して世界基準を設定し、世界規模で製品デザインとバリューチェーン管理に影響を与えることを可能にするためのクリティカル・マスを提供するという。

既に、EU のイニシアティブと立法は、義務化又は自主性を基礎として、ある程度広く製品の持続可能性という側面に取り組んでいる。特にエコデザイン指令¹²⁾は、エネルギー効率及びエネルギー関連製品のいくつか

12) Directive 2009/125/EC of the European Parliament and of the Council of 21 October 2009 establishing a framework for the setting of ecodesign requirements for energy-related products, OJ L 285, 31.10.2009, p. 10.

の循環的性能を規制していて、これは成功している。しかし、EU エコラベル¹³⁾や EU グリーン公共調達（GPP）基準の範囲はそれよりも広いけれども、自主性アプローチの限界から影響力が低下してきている。EU 市場におかれる全製品の持続可能性が高まり、循環性のテストに耐えることを保障するための、包括的な一連の要件は存在しない。

気候中立、資源効率性そして循環的経済へと製品を適合させ、廃棄物を削減し、そして持続可能性におけるフロントランナーの業績が徐々に標準（the norm）となることを保障するため、委員会は、持続可能な製品政策の立法イニシアティブを提案するという。委員会は、「持続可能な製品の政策立法イニシアティブ」を提案する予定だとする。その核心部は、「エコデザイン指令の枠組みをエネルギー関連製品を超えてできる限り幅広い製品に適用して循環を実現させること」とする。

この立法イニシアティブの一環として、また、これを補完する立法提案を通じて、委員会は「持続可能性原則（sustainability principles）」の確立と以下の局面を整えるためのその他の方途を検討するという。

- 製品の耐久性、再利用可能性、アップグレード可能性、及び修理可能性の改善、製品中に有害化学物質が含まれることの表記、そしてエネルギー・資源効率性の増加
- 製品の性能と安全性を確保しながら、製品中の再生材の増加
- 別製品化と高品質な再生を可能にすること
- 炭素と環境フットプリントの削減
- 使い捨ての制限と早期陳腐化への反撃
- 売れ残った耐久品の破壊の禁止の導入
- 「サービスとしての製品」及びその他、製造者が製品の所有を維持し性能についての責任を負い続けるモデルへのインセンティブ付与
- 製品情報をデジタル化する可能性の結集、これにはデジタルパス

13) Regulation (EC) No 66/2010 of the European Parliament and of the Council of 25 November 2009 on the EU Ecolabel, OJ L 27, 30.1.2010, p. 1.

ポート、タグ付け及びウォーター・マークのような対策を含む

- 特別な持続可能性性能に基づき製品を報奨すること、これには性能の高さをインセンティブにつなげることを含む
- バリューチェーンと製品情報に関するデータによる「スマート循環アプリケーションのための共通欧州データスペース」の創設
- 各国機関と協力して、EU 市場内の製品に適用される持続可能性要件の実行に関する取組みの強化

② 消費者とパブリックバイヤーのエンパワメント

持続可能な製品政策の枠組みにおいては、消費者のエンパワメントを目指しており、このことが特に「消費者法」と関連することになる。すなわち、欧州委員会は、循環型経済への消費者参加を促進するために、消費者が「製品の寿命及び修理サービス・スペア部品・修理マニュアルの利用可能性を含む、信頼できる製品関連情報」を販売の時点で確実に受け取れるようにするための EU 消費者法の改正を提案している。また、グリーン・ウォッシングや早期陳腐化からの消費者保護を強化し、持続可能性ラベル・ロゴと情報ツールのための最低要件を設定することを検討するという。

加えて、新しい「修理する権利」の確立を欧州委員会は目指していて、例えば、スペア部品や修理へのアクセス、ICT や電子機器の場合にはアップグレードへのアクセスの利用可能性に関して、消費者のための新しい直接的実体的権利を検討するとしている。また、保証はより循環的な製品の供給に貢献しうするため、物品売買指令 2019/771¹⁴⁾を見直して改正する可能性についても検討するという。

また、企業が製品・組織の環境フットプリントの手法を用いて環境主張

14) Directive (EU) 2019/771 of the European Parliament and of the Council of 20 May 2019 on certain aspects concerning contracts for the sale of goods, amending Regulation (EU) 2017/2394 and Directive 2009/22/EC, and repealing Directive 1999/44/EC, OJL136. 22.5.2019, p. 28.

を実証する提案もするという。委員会は、これら手法を EU エコラベルに統合することを試して、耐久性、再生可能性及び再生材の含有をより体系的に EU エコラベル基準の中に取り入れるという。

さらに、公共機関の購入力は EU の GDP14%を占めていることから、委員会は、最低限の義務的グリーン公共調達（GPP）基準と分野立法との目標値を提案し、グリーン公共調達の取り込みをモニタリングするため義務的報告を段階的に導入するという。また、「気候と環境のためのパブリックバイヤー」イニシアティブへの参加を促進するという。

③ 生産プロセスにおける循環

このアクション・プランは、生産プロセスにおける循環性を、気候中立と長期的競争力に向けて産業を大幅に変革する本質的な要素と見ている。

バリューチェーンや生産プロセスを通じて、実質的に材料を削減し、付加価値を生み出し、そして経済的機会を開くことができる。上記の「新産業戦略」における目標と相乗的に作用して、委員会は、以下の方法により、産業におけるより大きな循環を可能にしようとしている。

- 産業排出指令¹⁵⁾の見直しにおいて、産業プロセスにおける循環性をさらに促進するための選択肢を課すこと
- 産業主導型の報告・認証システムの展開により産業との共存を手助けすること
- 生物経済アクション・プラン¹⁶⁾の履行を通じて、持続可能かつ循環的な生物基盤部門を支援すること
- 資源の追跡やトレーシング・マッピングのためにデジタル技術の利

15) Directive 2010/75/EU of the European Parliament and of the Council of 24 November 2010 on industrial emissions (integrated pollution prevention and control), OJ L 334, 17.12.2010, p. 17.

16) Communication from the Commission to the European Parliament, the European Council, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions ; A sustainable Bioeconomy for Europe : Strengthening the connection between economy, society and the environment, COM (2018) 763final.

用を促進すること

- EU 認証マークである EU 環境技術認証システムへの登録による確実な検証システムを通じてグリーン技術の取り込みを促進すること

また、「新中小企業戦略¹⁷⁾」は、集团的連携や欧州資源効率知見センターによる知見の伝達に関して、企業欧州ネットワーク (Enterprise Europe Network) の下での訓練、助言を増進する中小企業間での循環的な産業連携を促進している。

(3) 主要製品のバリューチェーン

主要製品のバリューチェーンがもたらす持続可能性に関する課題に対しては、緊急かつ包括的で協調的な行動が必要となり、これらの行動は、「持続可能な製品政策」のために不可欠なものである。欧州委員会は、循環型製品の市場拡大の障壁を特定し、障壁に対応する方法を特定するため、主要なバリューチェーンのステークホルダーと緊密に協力するという。主要製品として以下のものが取り上げられる。

① 電子機器と ICT

電気製品・電子機器の廃棄物は、最も急速に増加し続けている。完全にあるいは部分的に機能している製品が、修理できない、電池が交換できない、ソフトウェアのサポートがない、デバイスに埋め込まれた材料が回復できないという理由で捨てられるとき、価値は失われる。欧州では、3人に2人が現在のデジタル製品を使い続けたがっているという。欧州委員会は、「循環型電子製品イニシアティブ」を発表する予定であり、これは以下のアクションを内容とする。

- エコデザイン指令の下での、携帯電話、タブレット、ラップトップ

17) Communication from the Commission to the European Parliament, the European Council, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions ; An SME Strategy for a sustainable and digital Europe, COM (2020) 103final.

を含む電子機器・ICT についての規制措置

- 古くなったソフトウェアをアップデートする権利を含む「修理する権利」を実現するための優先部門として電子機器・ICT に焦点をあてる
- 携帯電話等のための充電器についての規制措置
- 電気製品・電子機器の廃棄物の回収と処理¹⁸⁾の改善
- 電気製品・電子機器中の有害物質制限に関する EU ルール¹⁹⁾の見直し、これには REACH²⁰⁾やエコデザインを含む

② 電池と車両

持続可能な電池と車両は、将来のモビリティを下支えするものである。欧州委員会は、電池に関する新規制枠組みを提案するという。この立法提案は、以下の要素を考慮して、電池指令²¹⁾の評価と電池アライアンスの作業に基づき行われる。

- 再生含有物についてのルール及び全ての電池の回収率と再生率を改善するための措置
- 充電不可能な電池に対応すること
- 電池について持続可能性と透明性を要件とすること

また、寿命となった車両についてのルール²²⁾を改訂する提案も行うという。さらに、「持続可能でスマートなモビリティについての包括的欧州戦

18) Directive 2012/19/EU of the European Parliament and of the Council of 4 July 2012 on waste electrical and electronic equipment (WEEE), OJ L 197, 24.7.2012, p. 38.

19) Directive 2011/65/EU on the restriction of the use of certain hazardous substances in electrical and electronic equipment, OJ L 305, 21.11.2017, p. 8.

20) Regulation (EC) No 1907/2006 of the European Parliament and of the Council of 18 December 2006 concerning the Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals (REACH) and establishing a European Chemicals Agency, OJ L396, 30.12.2006, p. 1.

21) Directive 2006/66/EC of the European Parliament and of the Council of 6 September 2006 on batteries and accumulators and waste batteries and accumulators and repealing Directive 91/157/EEC, OJ L 266, 26.9.2006, p. 1.

22) Directive 2000/53/EC of the European Parliament and of the Council of 18 September 2000 on end-of life vehicles, OJ L 269, 21.10.2000, p. 34.

略」を發表し、循環型経済への移行との相乗効果を高めるという。

③ 包装

包装に使用される資源の量は増大し続けている。EU 市場でのすべての包装を、2030年までに経済的に可能な方法で再利用・リサイクル可能となることを保障するため、欧州委員会は、指令 94/62/EC²³⁾を見直して、EU 市場で許される包装についての義務的な基本要件を、以下の点に焦点をあてて、強化するという。

- (過剰) 包装と包装廃棄物を削減すること
- 包装の再利用と再生可能性のためのデザインを構想すること
- 包装資材の複雑さの低減を検討すること

④ プラスチック

循環型経済におけるプラスチックに関する EU 戦略²⁴⁾は、包括的な一連のイニシアティブを発動させている。しかし、プラスチックの消費は今後20年間で倍増すると予測されるため、委員会は、持続可能性の課題への対応として、より集中的な措置を取り、世界レベルでプラスチック汚染に取り組むための協力を推進するという。

再生プラスチックの利用を増大させ、また、より持続可能なプラスチック利用に貢献するため、委員会は、包装、建設資材及び車両といった主要製品について、再生含有物と廃棄物削減措置について義務的要件を提案するという。

プラスチックごみの削減に加えて、環境中に存在するマイクロプラスチックに以下の方法で対応する。

- 意図して加えられるマイクロプラスチックを削減すること、そし

23) European Parliament and Council Directive 94/62/EC of 20 December 1994 on packaging and packaging waste, OJ L 365 31.12.1994, p. 10.

24) Communication from the Commission to the European Parliament, the European Council, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions ; A European Strategy for Plastics in a Circular Economy, COM (2018) 28 final.

て、欧州化学庁の意見を考慮してペレットに対応すること

- 意図せず放出されるマイクロプラスチックについて、ラベル付け、標準化、認証及び規制措置を開発すること
- 特にタイヤや繊維から意図せず放出されるマイクロプラスチックを測定するための方法をさらに開発し、規格を統一すること、そして、海水中のマイクロプラスチック濃度についての統一データを提供すること
- 環境、飲料水及び食物中のマイクロプラスチックのリスクと存在に関連する科学的知識についてのギャップを埋めること

さらに委員会は、以下の事項について政策枠組みを展開することによって、持続可能性という課題に対応しようとしている。

- 生物由来プラスチックの入手、ラベル付け及び使用
- 生分解性又は堆肥化可能なプラスチックの使用

委員会は、単一市場を保護しながら海洋汚染問題に対応するため、プラスチック製品及び漁具の使い捨て（Single Use Plastic Products）に関する新指令²⁵⁾の適時の履行を、特に以下の点に配慮して、保障しようとしている。

- 指令が適用される製品についての解釈の統一
- タバコ、飲料カップ及びウエットティッシュのような製品のラベル付け、そして、ポイ捨て防止のためのつなぎボトルキャップ導入の保障
- 製品中の再生含有財測定に関するルールを開発すること

⑤ 繊維製品

繊維製品は、一次原料と水の使用に関して、食料、住宅そして輸送の次にくる4番目に最も問題のあるカテゴリであり、また、温室効果ガス（GHG）の排出に関しては、5番目に最も問題のあるカテゴリである。全世界の繊維製品のうち新たな繊維製品に再生されるのは、1%にも満た

25) Directive (EU) 2019/904 of the European Parliament and of the Council of 5 June 2019 on the reduction of the impact of certain plastic products on the environment, OJ L 155, 12.6.2019, p. 1.

ない。中小企業 (SMEs) が多くを占める EU の繊維製品部門は、長期の再編の後に回復し始めているが、EU での衣料品の価格比でその60%が他国で製造されている。

繊維製品のバリューチェーンの複雑性に照らして、これらの課題に対応するため、委員会は、産業界及びその他のステークホルダーのアドバイスに基づき、繊維製品についての包括的 EU 戦略を提案するつもりだという。この戦略は、業界の競争力とイノベーションを強化すること、繊維製品の再利用の市場を含め、持続可能で循環的な繊維製品に向けて EU 市場を後押しすること、ファストファッションに向けること、そして新たなビジネスモデルを始動させることを目的とする。これを、以下の一連の包括的な措置によって、達成するという。

- 上記の新たな持続可能な製品枠組みを適用すること、これには、エコデザイン措置の展開、二次原料の取り込みの保障、有害な化学物質の存在への対応、事業者と消費者が持続可能な製品を選択し、そして、再利用・修理サービスに簡単にアクセスできるようにするためのエンパワメントを含む
- EU 内での持続可能で循環的な繊維製品のための事業と規制環境を改善すること
- 2025年までに加盟国にその保障が義務付けられている、繊維製品廃棄物の高いレベルでの分別収集を達成するためのガイダンスを提供すること
- 繊維製品の分類、再利用及び再生を促進すること、これにはイノベーション、産業利用の奨励、そして拡大製造者責任のような規制措置を含む

⑥ 建設と建築

建築環境は、多くの経済部門、地域の雇用そして生活の質に重大な影響を与えるものである。これは莫大な量の資源を必要とするものであり、全採掘資源の50%にも上る。建設部門は、EU の廃棄物排出の全体のうち

35%を超える部分について責任がある。資源採掘、建設製品の製作、建築物の建設や改築による温室効果ガス（GHG）の排出は、国内温室効果ガスの総排出量の5-12%と見積もられている。資源の効率性を大きくすれば、これらの排出の80%を削減できる。資源効率性の拡大と気候への影響の低減に向けた潜在能力を活用するため、委員会は、持続可能な建築環境に向けた新包括的戦略を開始している。この戦略は関連する政策分野間での一貫性の保障を意図している。これは、以下の措置により、建築物のライフサイクルを通じて循環性原則を奨励するものである。

- 建設製品規則²⁶⁾の見直しの中で、建設製品の持続可能性の履行に焦点をあてること
- 建築デザインについての循環型経済原則に沿って建築資産の耐久性と適応性を改善するための措置を奨励すること、そして、ビルについてのデジタル日誌を開発すること、
- 公共調達でのライフサイクル評価と EU 持続可能な金融枠組みを統合するため Level (s)（欧州持続可能な建築物枠組）²⁷⁾ を利用すること、そしてカーボン削減の目標値設定の適切性及びカーボン貯蔵の潜在能力を調査すること
- 建設・解体の廃棄物及びその資材に特有の破片についての EU 立法において設定された資材回収目標値の見直しを検討すること
- 土壌の封鎖を減らし、放棄又は汚染された市街地を修復し、そして掘削された土壌の安全で持続的で循環的な利用を増やすこと

加えて、EU 内でのエネルギー効率の大幅な改善をもたらすために欧州グリーン・ディールで示された「改築の波」イニシアティブは、循環型経済原則、明らかに効率的なライフサイクル、そして建築資産の寿命の長期

26) Regulation (EU) No 305/2011 of the European Parliament and of the Council of 9 March 2011 laying down harmonised conditions for the marketing of construction products and repealing Council Directive 89/106/EEC, OJ L 88, 4.4.2011, p. 5.

27) https://environment.ec.europa.eu/topics/circular-economy/levels_en

化に沿って、実行されることになる。

⑦ 食料、水および栄養素

循環型経済が、資源の採取と利用の環境に与える悪影響を減らし、そして、欧州における生物多様性と自然資本の回復に貢献できることは明白である。生物資源は、EU 経済に埋め込まれた一つのカギであり、かつ、将来的にはより重要な役割を果たすことになるという。委員会は、生物経済戦略及びアクション・プランに従った行動を通じて、再生可能な生物由来資源の持続可能性を保障することを目指している。

食料のバリューチェーンは、資源と環境という重大課題に対して責任があるにもかかわらず、製造される食料全体の20%が、EU 内で失われ廃棄されている。そのため、SDGs に沿って、かつ、指令 2008/98/EC²⁸⁾の見直しの一環として、委員会は、食料廃棄削減について目標値を提案するという。これは、EU「農場からフォークへ」戦略の下でカギとなる行動となる。

委員会は、食料の流通と消費の持続可能性を高めるための特別な措置も検討している。持続可能な製品イニシアティブの下、委員会は、食料サービスにおいて使い捨ての包装・テーブルウェア・カトラリーを再利用可能な製品に置き換えるため、再利用に関する立法イニシアティブの範囲を定めるための分析作業を開始するという。

新たな「水再利用規則²⁹⁾」は、農業における水の再利用への循環型のアプローチを推奨している。委員会は、生産プロセスを含めた水の再利用と効率性を促進するという。

加えて、委員会は、統一的な栄養素管理プランを展開しようとしている。これにより、栄養素をより持続可能なものとなるよう保障し、また、回収された栄養素のための市場を活性化する目論見である。委員会は、排

28) Directive 2008/98/EC of the European Parliament and of the Council of 19 November 2008 on waste and repealing certain Directives, OJ L 312, 22.11.2008, p. 3.

29) Regulation 2020/741 of the European Parliament and of the Council of 25 May 2020 on minimum requirements for water reuse, OJ L 177, 5.6.2020, p. 32.

水処理と下水汚泥に関する指令の見直しの検討及び海藻のような栄養除去の自然な方法の評価も行うという。

(4) 廃棄物を少なくして価値を高める

① 廃棄物の防止と循環性を支援する廃棄物政策の強化

EU 及び国家レベルでの努力にもかかわらず、発生する廃棄物の量は減少していない。EU での全経済活動から発生する年間廃棄物は、25億トンに上り、年間一人当たり5トンである。また、市民一人一人が生み出す都市廃棄物は、平均で0.5トンにもなる。廃棄物の発生を経済成長から切り離すこと（decoupling）は、バリューチェーン全体での、そして、各家庭での相当な努力を必要としている。

持続可能な製品政策を公表し、これを特別な立法へと移すことは、廃棄物の防止を進展させるためのカギとなる。加えて、EU の廃棄物法を形成し、強化し、そしてよりよく実行することが必要という。

EU 廃棄物法は、EU 基金に支えられて、1970年代から廃棄物の管理を大きく改善した。しかし、循環型経済及びデジタル時代にそれらを適合させるため、前進し続けている基本原理において現代化を必要としている。上記(3)で述べられているように、電池、包装、寿命の尽きた車両、そして電子機器内の有害物質に関する EU 立法の見直しは、廃棄物の防止、再生物の増加、より安全でクリーンな廃棄物の流れを促進し、また高品質の再生化を保障するという観点で、提案されている。

② 無毒な環境で循環性を強化すること

EU の化学物質に関する政策と立法、特に上記 REACH は、市民と環境をもっと保護するために有害な内容の置き換えを進めることによって「化学物質のデザインによる安全性」への移行を促進している。しかし、二次原料の安全性は、再生された原料内に禁止物質が残存する時に、危うくなるおそれがある。二次原料の利用に対する信頼を高めるために、委員会は以下を予定している。

- 廃棄物から汚染物質を高い性能で分類・除去するための解決策の開発を支援すること
- 健康や環境に問題を引き起こす物質が再生材料や再生物に存在することを最小化する手法を開発すること
- 特に重大な長期にわたる影響をもつ物質として特定された物質及びサプライチェーンにおける回復に技術的な問題を引き起こす物質についての情報を追跡・管理する統一的なシステムの開発を進めるために産業界と協力すること、そして、廃棄物中のこれら物質を特定すること
- 科学技術の進歩とストックホルム条約下での国際的義務に応じて、残存有機汚染源に関する規則別表の改正を提案すること
- 有害廃棄物の分類と管理を改善すること

今後予定される「持続可能性のための化学物質戦略」は、化学物質、製品そして廃棄物に関する立法の連携に取り組み、また、循環型経済との相乗効果を強化するという。

③ 機能する EU 二次原料市場を創出すること

二次原料は、その安全性に関わる理由のみでなく、その効能・入手のしやすさ・費用に関わる理由のために、一次原料との競争において多くの課題に直面している。このプランにおいて予定されている多くのアクション、特に、製品中に再生材を含有するよう要件を導入するアクションは、二次原料の需要と供給のミスマッチを防ぎ、そして、EU 内での再生部門がスムーズに拡大することに貢献するものである。さらに、うまく機能する二次原料に関する域内市場を確立するため、委員会は、以下を予定している。

- 廃棄物の終了等に関する見直されたルールの加盟国での適用のモニタリングに基づいて、特定の廃棄物の流れに関する EU 規模での廃棄物の終了基準を展開する範囲を評価し、そして国内での終了基準を調和させるための協力に向けて国境を越えるイニシアティブを

支援すること

- 標準化の役割を強化すること
- 高懸念物質の物品への使用について制限を適時に利用させること
- 重要な二次原料についての市場観測所の設立が実現可能かを評価すること

④ EU からの廃棄物の輸出に対応すること

廃棄物の世界市場は、大きく変化し続けている。この10年で、欧州の廃棄物のうち100万トンが、時に適切な廃棄物処理について十分に検討することなく、EU 以外の国々に輸出されてきた。多くの場合、廃棄物の輸出は、それが向かった国々に環境・健康への悪影響をもたらすと共に、EU 内での再生産業にとって資源と経済的機会の喪失をももたらすものである。いくつかの第三国によって導入された最近の輸入制限は、EU が外国での廃棄物処理に過度に依存していることを暴露することとなったが、同時に、再生産業を、その能力につき増強し、また、EU 内で廃棄物に価値を付加する方向へと動かしたのである。

このような転回に照らし合わせて、また、廃棄物の不法輸送が依然として懸念であることを考慮して、委員会は、EU が廃棄物問題を第三国に輸出しないことを保障するという目的をもって、アクションを起こすという。製品デザイン、二次原料の品質と安全、そしてこれらの市場の強化に関するアクションは、「EU での再生」を質的な二次原料についての基準とすることに貢献するという。

EU 内での廃棄物の再利用と再生に向けた準備の促進は、廃棄物輸送に関する EU ルール³⁰⁾の全面的な見直しによって強化されることになる。

30) Regulation (EC) No 1013/2006 of the European Parliament and of the Council of 14 June 2006 on shipments of waste, OJ L 190, 12.7.2006, p. 1.

(5) 循環型労働の創出・同時進行するアクション・世界をリードする
取組み・モニタリングの向上

以上に続き言及される政策について、以下に概観する。

「人・地方・都市のための循環型労働の創出」について、循環型経済に
関連する雇用は増加していて、循環型経済に関連する雇用創出のパイオニア
である社会的経済がもつ潜在力は、特に「欧州社会権の柱」アクション・
プラン³¹⁾の下、グリーン移行支援と社会的包摂強化の共通利益によっ
てさらにテコ入れされることになるという。

「同時進行するアクション」として、循環性は気候中立の前提条件であ
ることが述べられ、経済を正しいものとするとして、EU タクソノミー規
則、金融商品の EU エコラベル基準、循環型経済金融支援プラット
フォームなど多様な金融誘導政策が示され、研究・イノベーション・デジ
タル化による移行の推進が目指される。

また、「世界をリードする取組み」を行うとして、EU の取組みは、世
界的な循環経済への移行を推進することで成功を収めるとして、世界の
国々と連携を進めるとする。

「モニタリングの向上」として、委員会は、国内でのプランと循環型経
済を加速させるための措置についてのモニタリングを強化するとしてい
る。

2. 2020年11月13日「新消費者アジェンダ」

(1) 序 論

2020年11月13日に欧州委員会から COM 文書として公表された「新消
費者アジェンダ (New Consumer Agenda)」³²⁾は、2012年の消費者アジェン

31) Communication from the Commission to the European Parliament, the European Council, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions ; The European Pillar of Social Rights Action Plan, COM (2021) 102final.

32) Communication from the Commission to the European Parliament, the European Council, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of ↗

ダが2020年に期限を迎えるため、2018年の「消費者のためのニューディール（New Deal for Consumers）」³³⁾を踏まえた上で、2020年から2025年までのEU 消費者政策のビジョンを新たに示すものである。また、「持続可能な回復のための消費者レジリエンスの強化」との副題が付いているように、COVID-19 からの回復をも視野に入れている。

すなわち、COVID-19 によるパンデミックのため浮き彫りになった問題に対応するため、以下3つのアクションに取り組むとしている。

- ① パック旅行指令の点検
- ② COVID-19 が消費パターンに与える長期的影響の調査
- ③ 消費者の欺罔 (scams)・不公正なマーケティング方法・詐欺 (fraud)

以上への対応として消費者保護ネットワーク等やステークホルダー間の協力の支援に取り組むとしている。

その上で同アジェンダは5つの主要優先分野として、以下をあげる。

- 1 グリーン移行
- 2 デジタル・トランスフォーメーション
- 3 消費者権利の救済と実行
- 4 特定の消費者グループの特別なニーズ
- 5 国際協力

本稿のテーマと関連する「グリーン移行」は最初にあげられていて、欧州委員会による力の入れ様が見て取れる。

(2) グリーン移行

「グリーン移行」に関する記述は、「ヨーロッパの消費者は、気候中立の

↘ the Regions ; New Consumer Agenda Strengthening consumer resilience for sustainable recovery, COM (2020), 696final. これについては、カライスコス アントニオス「EU 新消費者アジェンダの意義」社研年報53号（2023年）99頁以下に詳しく解説されている。

33) Communication from the Commission to the European Parliament, the Council and the European Economic and Social Committee ; A New Deal for Consumers, COM (2018) 183final.

達成、自然資本・生物多様性の保全、そして水・大気・土壌汚染の削減に、個人として貢献することに関心を高めている」³⁴⁾という一文から始まる。課題は、このような潜在力を解き放つことであり、そのための方法は、全ての消費者が経済的状況に左右されることなく、特別な生活スタイルを強制されたり社会的差別を受けることなしに、グリーン移行への積極的役割を果たすため力を与え (empower)、支援し、それを可能にすることであるとする。持続可能な製品へのアクセスは、収入のレベルや住む場所に左右されるべきではなく、誰もが利用できるようにすべきとする。欧州グリーン・ディールが示す戦略を達成するためには、全ての分野で環境フットプリントを削減するため、習慣や行動を根本的かつ迅速に変更する必要があるとする。EU の消費者に販売される製品 (物品・サービス) が、その目的に適合していることを保障するために、多くの取組み (農場からフォーク戦略、生物多様性戦略、2021 汚染ゼロアクション・プラン、新持続可能な金融戦略、改築の波) が行われている。また、上記の「新循環型経済アクション・プラン」の取組みも示される。

新しい物品・サービス並びに新しい消費へのアプローチを社会として最適な仕方を取り入れることを可能にするため、消費者に必要なのは、過剰な情報提供を避けながらも、物品・サービスの持続可能性に関する面でのより良いより信頼できる情報提供を受けることである。パブリック・コンサルティングによれば、持続可能な消費の選択を増やすにあたり、情報不足や製品情報・環境主張への信頼性に不安があることが、重要な障壁になっているという。また、消費者に効果的な「修理する権利」を付与するために、消費者のエンパワメント及び持続可能な製品政策イニシアチブが重要になるとして、「物品売買指令 (2019/771)」の再検討も想定する。具体的には交換よりも修理の優遇、新品や中古品の最低責任期間の延長、修

34) Special Eurobarometer501 (March2020) Attitudes of European citizens towards environment (<https://ec.europa.eu/commfrontoffice/publicopinion/index.cfm/survey/getSurveyDetail/instruments/special/surveyky/2257>).

理後の新たな責任期間の開始など消費者救済に関するオプションが想定される。さらに、「新しい消費概念（new consumption concepts）」を促進し、既存のツールを改善し、EU エコラベルの利用や認知度を上げ、「グリーン・ウォッシング」に対応することにも言及する。さらに、2050年までの気候中立を達成するため、消費者のエネルギー選択が重要となり、DX も持続可能製品イニシアティブの下で「デジタル製品パスポート」でもって消費者への情報提供を可能にすること、また、「持続可能なコーポレートガバナンスに関する立法イニシアティブ」が2021年に予定されること、自主的誓約（voluntary pledges）も促進することがあげられる³⁵⁾。

以上を総括して、以下の3つのアクションに取り組むという。

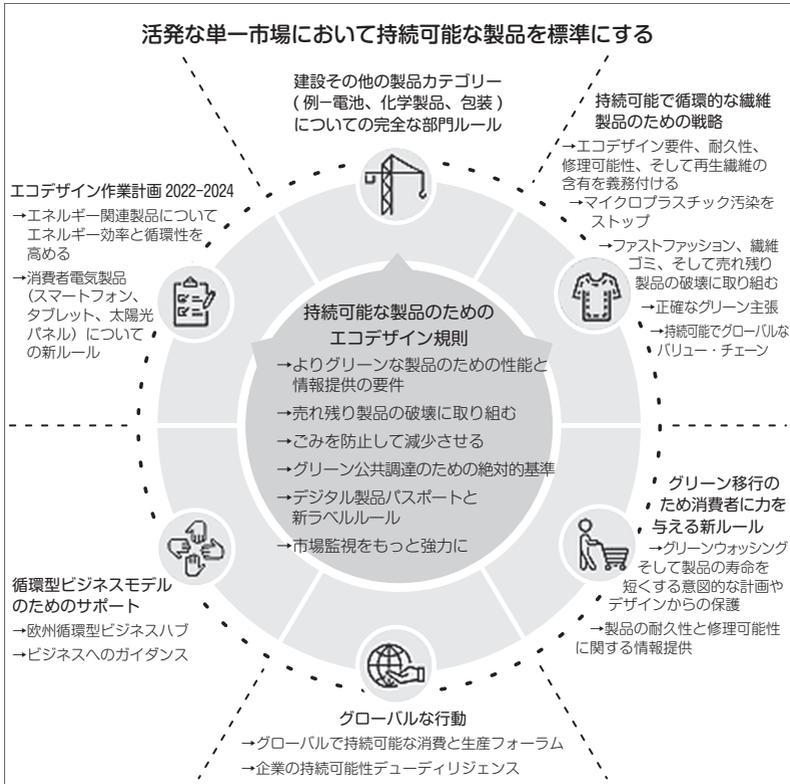
- ① 2021年に、グリーン移行に向けた消費者のエンパワメントのための立法提案と、環境フットプリントの方法に基づくグリーン主張の実証に関する立法提案を提示する
- ② 2020年から、法による要求を超える持続的消費の支援アクションについて経済的事業者が自主的誓約をするよう奨励する
- ③ 2022年以降に、物品売買指令を見直して、どのように修理をさらに促進し、より持続可能な「循環的」製品を奨励するかを判断する

IV. 2022年3月30日「持続可能な製品を標準とする」

2022年3月30日に欧州委員会は COM 文書「持続可能な製品を標準（the norm）とする」³⁶⁾において、新循環型経済アクション・プランでも言

35) 現在、新指令「企業の持続可能性；デュー・デリジエンスに関する指令」が提案されている。Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on Corporate Sustainability Due Diligence and amending Directive (EU) 2019/1937, COM (2022) 71final.

36) Communication from the Commission to the European Parliament, the Council and the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions ; On making sustainable products the norm, COM (2022) 140final.



* COM (2022) 140final. より引用した図を筆者翻訳。

及していた施策を具体化している。

その中核として、相互に関連する3つの柱をたてる。

1. 「エコデザイン指令 (2009/125/EC)」を廃止して新たに「持続可能な製品ののためのエコデザイン規則」を提案しており³⁷⁾、これを支援するため、

37) Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council establishing a framework for setting ecodesign requirements for sustainable products and repealing Directive 2009/125/EC, COM (2022) 142final.

2. 分野別の構想として環境と気候に重大な影響力のある優先的な2つの製品について、「持続可能で循環的な繊維製品のためのEU戦略」³⁸⁾と「建設製品規則の改正」³⁹⁾を行うとする。
3. 加えて、消費者が移行の積極的な支持者であり続けるために、「グリーン移行での消費者のエンパワメントのための立法提案」（後述V）を示している。これは水平的な（horizontal）EU消費者法の必要な「グリーン化」を保障するために的を絞って改正を行うものである⁴⁰⁾。

以下では、消費者法に密接に関連する「消費者のエンパワメントのための立法提案」について概観する。

V. 2022年3月30日「不公正取引方法指令及び消費者権利指令の改正に関する指令案」

上記IVで示したCOM文書「持続可能な製品を標準とする」における3つ目の柱「グリーン移行での消費者のエンパワメントのための立法提案」として、これと同日に提出されたのが、「不公正取引方法に対する保護及びより良い情報提供を通じたグリーン移行のための消費者のエンパワメントに関して不公正取引方法指令2005/29/EC及び消費者権利指令2011/83/EUを改正する欧州議会及び閣僚理事会の指令に向けた提案」⁴¹⁾

38) Communication from the Commission to the European Parliament, the Council and the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions ; EU Strategy for Sustainable and Circular Textiles, COM (2022) 141final.

39) Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council laying down harmonised conditions for the marketing of construction products, amending Regulation (EU) 2019/1020 and repealing Regulation (EU) 305/2011, COM (2022) 144final.

40) Klaus Tonner, Mehr Nachhaltigkeit im Verbraucherrecht – die Vorschläge der EU Kommission zur Umsetzung des Aktionsplans für die Kreislaufwirtschaft, VuR2022, S. 329 は、本文記載の3と1・2が連動することが極めて重要、とする。

41) Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council amending Directives 2005/29/EC and 2011/83/EU as regards empowering consumers for the green transition through better protection against unfair practices and better

である。

1. 既存文書との関連性

本提案は、Ⅲで述べたように「新循環型経済アクション・プラン」で示された「持続可能な製品政策の枠組み」の一構想である「消費者のエンパワメント」⁴²⁾を目指すものである。それと同時に「新消費者アジェンダ」でも、5つの主要優先分野の一番目に「グリーン移行」を掲げ、消費者に必要なのは、「物品・サービスの持続可能性に関する面でのより良いより信頼できる情報提供を受けること」であるとしていたのであり、2021年に提示するとしていた「グリーン移行に向けた消費者のエンパワメントのための立法提案」が、本提案である⁴³⁾。ここから、消費者への「情報提供」に焦点があてられてきたことが分かる。

2. 提案の理由と目的

最初に示されている「説明 (Explanatory Memorandum)」によれば、本提案は、EU レベルで消費者利益を保護する上記2つの指令を改正することによって、消費者の権利を強化することを目的とする。具体的には、上記のように、消費者が情報提供を受けた上で購入の決定を行い、そうしてより持続可能な消費に貢献できるようにすることによって、クリーンかつグリーンな EU 経済に貢献することを目的とする。また、本提案は、消費者を欺いて (mislead) 持続可能な消費選択から遠ざける不公正取引方法をも対象とする。さらに、EU 消費者ルールのより良かつより一貫した適用を保障するものである。

本提案は、「契約締結前に特定製品の耐久性と修理可能性に関するより

information, COM (2022) 143final.

42) 本提案では、「消費者のエンパワメント」に「コスト削減の機会の提供」が付加されている。

43) K.Tonner, VuR2022, S.328 は、消費者権利指令の改正は情報提供義務に限定されていて、「新消費者アジェンダ」での目標達成には程遠いとする。

良い情報提供」及び「持続可能な購入を妨げる不公正取引方法からの消費者保護の強化」でもって、上記「持続可能な製品政策の枠組み」を達成しようとするものである。前者は消費者権利指令の改正、そして後者は不公正取引方法指令の改正を通じて行われようとしている。

おわりに

以上の概観により、「欧州グリーン・ディール」という戦略の消費者法との関係についての全体像を示してきた。このような EU の目指す方向性は、日本の消費者法においても、大いに参考になる。もちろん、消費者法との関わりで言えば、EU の動向は、これにとどまるものではない。最後に概観した、EU 消費者法の根幹をなす二つの指令についての改正案、さらには、「修理する権利」に向けた共通ルールの提案⁴⁴⁾は、消費者法を正面から見直す契機ともなろう。これについては、別稿で具体的に検討したいと考えている。

これにとどまらず、EU の政策はグローバルな展開を目指しているため、日本の重要な取引相手である EU の政策は日本の政策に影響を及ぼすことになる。既に2021年5月には「日 EU グリーン・アライアンス」の立ち上げが合意されている⁴⁵⁾。

先頃、2023年9月13日に、フォン・デア・ライエン委員長は、任期満了まで300日となる中で、一般教書演説を行った。そこにおいても、「私たちは今、欧州グリーン・ディールを経済の中心に据え、類を見ない野心もっている」ことを強調している。「気候に関する課題を経済的な課題へと移行させたこと」、「成長戦略であること」、「公平で公正であること」を

44) Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on common rules promoting the repair of goods and amending Regulation (EU) 2017/2394, Directives (EU) 2019/771 and (EU) 2020/1828, COM (2023) 155final.

45) 外務省ウェブサイト「日 EU グリーン・アライアンス」参照。

訴える。最後に、「自然と調和し、新技術をリードする大陸」、「自由と平和のために団結する大陸」、「ヨーロッパが歴史の呼びかけに応じる時」と結んでいる⁴⁶⁾。

本稿を終えるにあたり、再び日本の状況に目を転じたい。「令和5年版消費者白書」⁴⁷⁾では、第1部において「第2章【特集】高齢者の消費と消費者市民社会」について、また、第2部「第1章 消費者庁の主な消費者政策」及び「第2章 消費者施策の実施の状況の詳細」において、「消費者による公正かつ持続可能な社会への参画等を通じた経済・社会構造の変革の促進」について記述されている。後者においては、食品ロスの削減、エシカル消費の普及啓発、サステナブルファッションの推進、消費者志向経営の推進等が示されている。その中では、消費者と事業者の連携・協働と、自主的な取組みの推進が、施策の中核をなしている。もちろん、持続可能な社会を構築するためには、全ての関係者が協働し、連携する必要があることはいうまでもない。

ただ、現在喫緊の課題となっている世界的な課題を解決するためには、自主的な取組みだけで足りると思われない。持続可能な社会の構築に向けて、日本の消費者法においても、法的強制力あるいは法的効果を伴うルールを基盤として整備することも、必要ではないか。消費者取引に関するルールを、課題解決のために重要な役割を担う1つの分野として、どのように形作ることが適切なのか、欧州の状況を参照して、引き続き検討していきたい。

46) STATE OF THE UNION 2023 (https://state-of-the-union.ec.europa.eu/index_en).

47) 消費者庁ウェブサイト「令和5年版消費者白書」。